第五十三期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	六、三〇九
固定資産	一三、四〇二
資産合計	一九、七一二
負債及び純資産の部	
流動負債	二八四
株主資本	一九、四二七
資本金	二〇、〇〇〇
利益剰余金	△五七二
その他利益剰余金	△五七二
（うち当期純利益）	（一五七）
負債及び純資産合計	一九、七一二

平成二十六年六月二十五日

大分県別府市大字鶴見三八二五番地の一

九重交通開発株式会社

代表取締役社長　田中　信浩

配当公告

金沢市入江二丁目一二八番地

破産者　新谷物産株式会社

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十三年(フ)第二〇四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三九四、四五九、六二二円

一、配当することのできる金額

金三〇、七九三、一一五円

平成二十六年七月三十日

金沢市兼六元町三番四九号

破産管財人　智口　成市

配当公告

山梨県北杜市大泉町西井出八二四〇番地一五二二

破産者　被相続人亡奥野秀一相続財産

右の者に対する甲府地方裁判所平成二十五年(フ)第三四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七三五、五五六、一四〇円

一、配当することのできる金額

金六五、六三一、六四二円

平成二十六年七月三十日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル二階小野法律事務所

破産管財人　弁護士　小野　正毅

配当公告

静岡県静岡市駿河区広野三丁目一一番一九号

破産者　株式会社エヌティー

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十二年(フ)第七六九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四一、二九九、一一五円

一、配当することのできる金額

金六九、八七七、二〇二円

平成二十六年七月三十日

静岡県静岡市葵区追手町二―二〇ヤマムラビル追手町六階C号室

破産管財人　荒巻　郁雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市比内町独鈷字独鈷一四九番地一、最後の住所秋田県大館市比内町独鈷字独鈷一四九番地六　被相続人　亡　小松　吉辰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月三十日

事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区月島四丁目二番地、最後の住所千葉県佐倉市王子台二丁目一四番地四

被相続人　亡　桝田　敏國

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月三十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉六階B室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡箱根町強羅一三〇四番地七〇、最後の住所神奈川県足柄下郡箱根町強羅一三〇四番地の七〇

被相続人　亡　森本冨美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月三十日

神奈川県小田原市浜町一丁目二番二四号平井ビル五階まちかど法律事務所

相続財産管理人　弁護士　町川　智康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市岩出町ヘ一二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥村　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月三十日

石川県金沢市新神田四丁目四番六号

相続財産管理人　喜成　清重

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県敦賀市松栄町五二番地、最後の住所福井県敦賀市松栄町三番五号

被相続人　亡　大道　智晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月三十日

福井県敦賀市鋳物師町四番八号

相続財産管理人　弁護士　高辻　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県高浜市田戸町三丁目二番地一、最後の住所愛知県高浜市芳川町一丁目二番地七三特別養護老人ホーム高浜安立荘

被相続人　亡　竹内　りう

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月三十日

愛知県刈谷市寿町一丁目七〇八番地

相続財産管理人　宮田　幸泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区倉石通五丁目一番地一、最後の住所神戸市灘区桜ケ丘町六番一二号

被相続人　亡　池田　芳郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月三十日

神戸市中央区栄町通二丁目二番二号　和栄ビル五〇四号

相続財産管理人　司法書士　中村　宏二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区熊内橋通一丁目八番地二、最後の住所神戸市中央区熊内橋通一丁目四番一三号　被相続人　亡　酒井　利一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月三十日

神戸市中央区東町一一三―一　大神ビル二階　相続財産管理人　弁護士　伊原　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和郡山市西田中町三三五番地一、最後の住所奈良県大和郡山市西田中町三三四番地三　被相続人　亡　吉嶋　ミセ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月三十日

奈良県橿原市久米町五八六番地森川ビル二階一号室

相続財産管理人　弁護士　辻内　誠人

第６期決算公告　平成26年７月30日

高知市桟橋通４丁目12番７号

株式会社ですか

代表取締役　明神　二郎

貸借対照表の要旨（平成26年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	153,169
	固定資産	23,970
	資産合計	177,139
負債及び純資産の部	流動負債	98,304
	固定負債	73,005
	負債合計	171,309
	株主資本	5,830
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,170
	その他利益剰余金	△4,170
	（うち当期純利益）	(7,067)
	純資産合計	5,830
	負債・純資産合計	177,139